

## 取 扱 基 準

名 称	校区交通安全推進協議会育成補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	校区交通安全推進協議会は、PTA・自治会・小学校等を母体として、原則として小学校単位に結成され、地域それぞれの実情に即応した適切な市民総ぐるみの活動を通じて、交通安全意識の高揚及び交通事故防止活動を行っており、その事業費の一部を補助する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	交通事故死者数を年11人以下、交通事故重症者数を年180人以下にする。 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	・街頭指導費 ・交通安全推進活動費 等
補助額 及びその算定方法 又は補助率	定額補助（均等割＋児童数割） 補助金上限 8,964,000 円（全申請団体合計額）
	<補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 市の施策として全小学校区での協議会設立とそれによる市全域での交通安全活動を推進しているが、補助事業者のほとんどが自己財源の確保が困難な地域団体であることから、事業目的を達成するためには補助金が不可欠である。
開始時期	令和8年4月1日
評価の時期	令和10年9月30日
終 期	令和11年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 交通安全意識普及活動事業が新潟市の補助金を受けて実施されていることを公表する。
	〔媒体〕 総会資料等
担当部署	新潟市市民生活部市民生活課安心・安全推進室 電 話 025-226-1113 e-mail shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp